

質問票に対する回答

⑭ 特別区の設置の日

	質問要旨	回答要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区はいつ設置されるのか。 ・特別区移行はもっと早くできないか。 ・特別区の設置準備期間中の手続きで、より注力しなければならないことは何か。 ・職員のマンパワー不足等により、特別区移行までの5年間に受ける市民サービスの低下はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置は、2025年(令和7年)1月1日とし、住民サービスを確実に提供できるよう、十分な準備期間を確保しています。 ・特別区の設置に向け、住民投票後速やかに準備組織を設置し、課題の整理や対応策の検討を開始することを想定しています。その後、21年度から23年度にかけ、段階的に準備組織や大阪府・大阪市の各部局の準備要員を拡充したうえで、設置準備業務をさらに推進し、24年度は、各特別区・大阪府への移管を想定した組織体制を併用して、直前準備を行います。 ・このように計画的に準備業務を進めることとしており、市民サービスの提供に支障が生じないよう、様々な課題に対応しながら、準備組織を中心に府市の部局とともに着実に進めていきます。
2	特別区の条例や予算について、現大阪市議会で議決を行うのか。	<p>大阪府知事・大阪市長において必要な協議を行い準備を進め、特別区設置時点において必要な条例・予算案を職務執行者(旧大阪市長)が専決処分を行い定めることとなります。</p> <p>※専決処分…議会在立しないときなどにおいて、長が議会に代わって議会が議決すべき議案を決定すること。次の議会において長が議会に報告し、承認を求めることになる。</p> <p>特別区長と区議会議員を選挙は、特別区設置後50日以内に実施されることとなります。</p>
3	例えば、特別区設置準備期間中に災害が起こった場合、財源が不足したり、職員のモチベーションが低下し、人材が確保できず、住民サービスが低下するのではないか。	<p>特別区設置準備期間については、住民サービスを確実に提供できるように十分な期間を確保しており、住民投票後速やかに準備組織を設置し、その中で適切に対応していきます。</p> <p>職員の採用については、設置準備期間中に計画的に実施します。</p>
4	特別区設置準備期間中に第三者機関による進捗状況のチェック機能・評価機能を添えた機関は設置されるのか。	住民投票において賛成多数となった場合、2025年(令和7年)1月1日の特別区の設置までの間、特別区の設置に向け、住民投票後速やかに準備組織を設置し、準備業務を進めていき、必要に応じて議会への報告・審議が行われることとなります。